平成２１年（フ）第２２３８７号
東京都目黒区中目黒１丁目10番22号
破産者　有限会社ギミック
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２３８８号
東京都目黒区東山２丁目１―14　ハイシティー池尻大橋第２―405
破産者　網中　庸孝
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２３９１号
神奈川県横浜市金沢区釜利谷西１丁目27―27　ベルハイツＬ202
破産者　柳澤　智和
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４６５号
東京都練馬区中村南３丁目20―12―101
破産者　林　　紀子
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４６８号
東京都葛飾区東金町１丁目36―２―219
破産者　江口　　章
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４６９号
東京都葛飾区東金町１丁目36―２―219
破産者　江口　萠子
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４７８号
宮崎県宮崎郡清武町加納１丁目62―206、住民票上の住所宮崎県宮崎市佐土原町上田島9145
破産者　高橋　美香
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５１９号
東京都足立区平野３丁目25番17号
破産者　有限会社リリエンス
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５２０号
東京都足立区中央本町４丁目15―７―105
破産者　佐藤　安弘
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２６６５号
茨城県つくばみらい市日川703
破産者　菊地　由樹
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２６７６号
東京都墨田区立花４丁目28―22
破産者　鈴木　孝夫
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７４３号
埼玉県本庄市南２丁目４―３
破産者　荒井　雄司
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７７０号
東京都中野区南台２丁目29―５―508
破産者　古澤　隆二
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７８３号
東京都板橋区東坂下２―３―６―1102、住民票上の住所東京都練馬区田柄４丁目31―17
破産者　赤塚慶一郎
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７８４号
東京都板橋区東坂下２―３―６―1102、住民票上の住所東京都練馬区田柄４丁目31―17
破産者　赤塚　陽子
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７９４号
埼玉県川越市大字笠幡4004―２―５―401
破産者　高山　敬悟
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２８０４号
神奈川県川崎市宮前区土橋１丁目６―２―202
破産者　小林　紀人
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２８３８号
東京都文京区白山４丁目―20―２―110
破産者　笠野　能平
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２８３９号
石川県金沢市みどり１丁目178―Ｅ４―202、住民票上の住所石川県かほく市遠塚ロ２―24
破産者　明平　夏子
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２８５２号
千葉県茂原市高師77
破産者　増田　信宏
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２８９６号
東京都杉並区永福４丁目24―９
破産者　森川由美子（旧姓菅原）
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３００１号
東京都渋谷区道玄坂１丁目９番２号
破産者　グランドウォーター株式会社
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部